

動薬協会発 129 号
令和 4 年 1 月 25 日

公益社団法人日本動物用医薬品協会
会員各位

公益社団法人日本動物用医薬品協会
理事長 池田 一樹
(公印省略)

飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令等の一部改正について

平素より協会事業にご理解とご支援を賜り、御礼申し上げます。

さて、標記のことについて、別添のとおり消費・安全局長通知（3 消安第 4925 号）がありましたので、お知らせします。

3 消安第 4925 号
令和4年1月21日

公益社団法人 日本動物用医薬品協会理事長 殿

農林水産省消費・安全局長

飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令等の一部改正について

このことについて、別紙1のとおり本日付で公布されましたので御了知の上、本改正事項について、貴団体傘下の会員又は組合員に対する周知徹底方お願いします。

なお、本改正の概要については、別紙2を御参照ください。



○農林水産省告示第百九号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和二十八年法律第三十五号）第二条第三項の規定に基づき、昭和五十一年七月二十四日農林省告示第七百五十号（飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律第二条第三項に基づき飼料添加物を定める件）の一部を次のように改正する。

令和四年一月二十一日

農林水産大臣 金子原一郎

次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分を加える。

改 正 後

一・二 (略)
三 亜鉛バシトラシン、アビラマイシン、アミラーゼ、アルカリ性プロテアーゼ、アンブロリウム・エトペベート、アンブロリウム・エトペベート・スルファキノキサリン、エンテロコッカスフェカリス、エンテロコッカスフェシウム、エンラマイシン、ギ酸カルシウム、キシラナーゼ、キシラナーゼ複合酵素、クエン酸モランテル、ヨーグルカナーゼ、グルコン酸ナトリウム、クロストリジウムブチリカム、サツカリンナトリウム、サリノマイシンナトリウム、酸性プロテアーゼ、セルラーゼ、セルラーゼ・プロテアーゼ・ペクチナーゼ複合酵素、センデュラマイシンナトリウム、着香料(エステル類、エーテル類、ケトン類、脂肪酸類、脂肪族高級アルコール類、脂肪族高級アルデヒド類、脂肪族高級炭化水素類、テルペン系炭化水素類、フェノールエーテル類、フェノール類、芳香族アルコール類、芳香族アルデヒド類及びラクトン類のうち、一種又は二種以上を有効成分として含有し、着香の目的で使用されるものをいう。)、中性プロテアーゼ、ナイカルバジン、ナラシン、ニギ酸カリウム、ノシヘプタイド、バチルスコアグランス、バチルスサブチルス、バチルスセレウス、バチルスバディウス、ハロフジノンポリスチレンスルホン酸カルシウム、ビコザマイシン、ビフィドバクテリウム、サモフライム、ビフィドバクテリウム、シユードロンガム、フィターゼ、マル酸、フラボフオスフォリポール、ムラミダーゼ、モネンシンナトリウム、ラクターゼ、ラクトバチルスアシドファイルス、ラクトバチルスサリバリウス、ラサロシドナトリウム及びリパーゼ並びにこれらのいずれかを有効成分として含有する製剤

四 (略)

改 正 前

一・二 (略)
三 亜鉛バシトラシン、アビラマイシン、アミラーゼ、アルカリ性プロテアーゼ、アンブロリウム・エトペベート、アンブロリウム・エトペベート・スルファキノキサリン、エンテロコッカスフェカリス、エンテロコッカスフェシウム、エンラマイシン、ギ酸カルシウム、キシラナーゼ、キシラナーゼ複合酵素、クエン酸モランテル、ヨーグルカナーゼ、グルコン酸ナトリウム、クロストリジウムブチリカム、サツカリンナトリウム、サリノマイシンナトリウム、酸性プロテアーゼ、セルラーゼ、セルラーゼ・プロテアーゼ・ペクチナーゼ複合酵素、センデュラマイシンナトリウム、着香料(エステル類、エーテル類、ケトン類、脂肪酸類、脂肪族高級アルコール類、脂肪族高級アルデヒド類、脂肪族高級炭化水素類、テルペン系炭化水素類、フェノールエーテル類、フェノール類、芳香族アルコール類、芳香族アルデヒド類及びラクトン類のうち、一種又は二種以上を有効成分として含有し、着香の目的で使用されるものをいう。)、中性プロテアーゼ、ナイカルバジン、ナラシン、ニギ酸カリウム、ノシヘプタイド、バチルスコアグランス、バチルスサブチルス、バチルスセレウス、バチルスバディウス、ハロフジノンポリスチレンスルホン酸カルシウム、ビコザマイシン、ビフィドバクテリウム、サモフライム、ビフィドバクテリウム、シユードロンガム、フィターゼ、マル酸、フラボフオスフォリポール、ムラミダーゼ、モネンシンナトリウム、ラクターゼ、ラクトバチルスアシドファイルス、ラクトバチルスサリバリウス、ラサロシドナトリウム及びリパーゼ並びにこれらのいずれかを有効成分として含有する製剤

四 (略)

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

○農林水産省令第四号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和二十八年法律第三十五号）第三条第一項の規定に基づき、飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年一月二十一日

農林水産大臣 金子原一郎

飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令

飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和五十一年農林省令第三十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

改 正 後	改 正 前
<p>別表第1（第1条関係）</p> <p>1 飼料一般の成分規格並びに製造、使用及び保存の方法及び表示の基準</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 飼料一般の製造の方法の基準 アヘナ (略)</p> <p>二 ムラミダーゼは、ブロイラーを対象とする飼料（<u>飼料を製造するための原料又は材料を含む。）以外の飼料に用いてはならない。</u></p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>(5) 飼料一般の表示の基準 ア (略)</p>	<p>別表第1（第1条関係）</p> <p>1 飼料一般の成分規格並びに製造、使用及び保存の方法及び表示の基準</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 飼料一般の製造の方法の基準 アヘナ (略) (新設)</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>(5) 飼料一般の表示の基準 ア (略)</p> <p>イ 飼料（飼料添加物を含むものに限る。）には、次に掲げる事項を表示しなければならない。</p> <p>(†)～(‡) (略)</p> <p>(‡) (1)のウに掲げる表、(1)のキの(†)、ケの(†)及びコの(†)、(2)のエからカまで、(2)のキに掲げる表並びに(2)のケ及びサからナまでに對象とする家畜等が定められている飼料にあつては、対象家畜等 (†)～(‡) (略)</p> <p>(注)</p>

1 飼料添加物の表示については、法第2条第3項の規定に基づき農林水産大臣が飼料添加物を指定する場合に、当該飼料添加物の名称

1 飼料添加物の表示については、法第2条第3項の規定に基づき農林水産大臣が飼料添加物を指定する場合に、当該飼料添加物の名称

として用いるものによるものとする。ただし、次の表の左欄に掲げる飼料添加物については、同表の相当右欄に掲げる名称によることができる。

飼 料 添 加 物	名 称
(略)	(略)
メナジオン亜硫酸水素ナト リウム	(略)
ムラミダーゼ	ペプチドグリカン分解酵素
(略)	(略)
2・3	(略)
ウ	(略)
2～6	(略)

別表第2 (第2条関係)

1～5 (略)

6 飼料添加物一般の試験法

(略)

(1)～(13) (略)

(14) 酵素力試験法
①～⑩ (略)

⑪ ペプチドグリカン分解力試験法
ペプチドグリカン分解力試験法は、螢光標識ペプチドグリカンにムラミダーゼが作用するとときに、加水分解に伴つて増加する螢光強度により、飼料添加物中の

として用いるものによるものとする。ただし、次の表の左欄に掲げる飼料添加物については、同表の相当右欄に掲げる名称によることができる。

飼 料 添 加 物	名 称
(略)	(略)
メナジオン亜硫酸水素ナト リウム	メナジオン亜硫酸水素ナト リウム
(新設)	(新設)
(略)	(略)
2・3	(略)
ウ	(略)
2～6	(略)

別表第2 (第2条関係)

1～5 (略)

6 飼料添加物一般の試験法

(略)

(1)～(13) (略)

(14) 酵素力試験法
①～⑩ (略)

⑪ (新設)

ムラミダーゼの量を測定する方法であり、その単位はペプチドグリカン分解力単位で示す。
1ペプチドグリカン分解力単位は、ムラミダーゼがフルオレセイン標識ペプチドグリカンにpH6.0、30°Cで作用するとき、1分間に0.06nmolのフルオレセインイソチオシアナート（アイソマーI）に相当する量光強度を増加させる酵素量に相当する。

希釈液

リン酸一水素ナトリウム・二水和物22.5g (22.45~22.54g) 及びクエン酸7.74g (7.735~7.744g) を量り1Lの全量フラスコに入れ、800mlの水を加え、溶解するまで攪拌した後、オクチルフェノールエトキシレート試液1mlを加え、0.05mol/L水酸化ナトリウム試液又は0.1mol/l塩酸試液を用いてpHを5.9~6.1に調整する。さらに水を標線まで加える。

基質溶液の調製

0.5mg/mLフルオレセイン標識ペプチドグリカン試液100μLに1,900μLの希釈液を加え混合する。用時調製する。

操作法

試験を行うために必要な量の試料を有効数字3桁まで量り、その数値を記録し、1mL当たりの濃度が0.01~0.03ペプチドグリカン分解力単位となるように希釈液を加え、45~90分間かき混ぜて得られた液を試料溶液とする。

標準液A～G及び試料溶液を $50\mu\text{L}$ ずつマイクロプレート（黒色）に分注し、使用しない隣接ウェルには希釈液を $100\mu\text{L}$ 分注する。標準液A～G及び試料溶液の入ったウェルに基質溶液を速やかに $50\mu\text{L}$ ずつ分注し、直ちに励起波長 485nm 、蛍光波長 528nm 及び温度 30°C に設定した蛍光マイクロプロトトリーダーを用いて、測定間隔1分で30分間測定する。

$$1\text{g中のペプチドグリカン分解力単位} = \frac{F \times V \times Z}{W}$$

F：検量線から求めたペプチドグリカン分解力単位

V：調製した試料溶液量

Z：試料溶液の希釀倍率

W：試料採取量 (g)

検量線の作成

$70,000\text{ペプチドグリカン分解力単位}$ に相当するムラミダーゼを量り、適量の希釀液を加え、45～90分間よくかき混ぜて溶かし、 100mL の全量プラスコに入れ、さらに希釀液を標線まで加えて 100mL とする。この液 $50\mu\text{L}$ を 100mL の全量プラスコに入れ、希釀液を標線まで加えて 100mL とし、標準原液とする。この液を下表に従い希釀液にて希釀し、標準液A～Gとする。

標準液	希釀倍率	標準原液量 (μL)	希釀液量 (μL)	ペプチドグリカ ン分解力単位/ mL
A	40倍	30	1,170	0.0088

B	30倍	40	1,160	0.012
C	24倍	50	1,150	0.015
D	20倍	60	1,140	0.018
E	15倍	80	1,120	0.023
F	12倍	100	1,100	0.029
G	10倍	120	1,080	0.035

標準液A～Gの0～30分の測定値から1分間当たりのそれぞれの蛍光強度増加量（傾き）を算出する。真出した傾きを縦軸に、各標準液の1ml中のペチドグリカン分解力単位を横軸にとり、検量線を作成する。

(12) (略)
(15)～(38) (略)

7 飼料添加物一般の試験法並びに各飼料添加物の成分規格及び製造方法等の基準に用いる標準品、試薬・試液、容量分析用標準液、標準液、色の比較液、計量器・用器、ろ紙、滅菌法及びベルトラン糖類定量表の規定

(1) (略)

(2) 試薬・試液
(略)

重鉛（標準試薬）～オクタン酸（略）
オクチルエノールエトキシレート $\text{C}_{11}\text{H}_{22}\text{O}(\text{C}_2\text{H}_5\text{O})_n$
オクチルエノールエトキシレート試液 オクチルフエノールエトキシレート25g (24.5～25.4g) に水を加えて溶かし250mLとする。

オリブ油～炭酸水素ナトリウム (略)
オリブ油～炭酸水素ナトリウム (略)

7 飼料添加物一般の試験法並びに各飼料添加物の成分規格及び製造方法等の基準に用いる標準品、試薬・試液、容量分析用標準液、標準液、色の比較液、計量器・用器、ろ紙、滅菌法及びベルトラン糖類定量表の規定

(1) (略)

(2) 試薬・試液
(略)

重鉛（標準試薬）～オクタン酸（略）
(新設)
(新設)
オリブ油～炭酸水素ナトリウム (略)

炭酸水素ナトリウム緩衝液 (pH9.3) 炭酸水素ナトリウム 21.0g (20.95~21.04g) に水を加えて溶かし、
1 mol/L 塩酸試液で pH9.3 に調整した後、更に水を加えて 500mL とする。
炭酸水素ナトリウム・水酸化ナトリウム緩衝液 (pH9.0)
フルオレセイン (略)
フルオレセインシオシアナート (アイソマー I)
C₂₁H₁₁NO₆S 褐橙色の粉末である。
フルオレセイン・エタノール試液 (略)
フルオレセイン標識ペプチドグリカン試液、0.5mg/mL
Micrococcus lysodeikticus 由來のペプチドグリカン
を以下の操作により蛍光物質であるフルオレセイン
イソチオシアナート (アイソマー I) で標識したも
の。
ペプチドグリカン 100mg (99.5~100.4mg) を量り
、炭酸水素ナトリウム緩衝液 (pH9.3) 35mL を加え、
よく振り混ぜて懸濁液とする。この懸濁液をフルオ
レセインシオシアナート (アイソマー I) 800mg
(799.5~800.4mg) に加え、更に懸濁液の入つてい
た容器を炭酸水素ナトリウム緩衝液 (pH9.3) 10mL で
洗浄した後、フルオレセインシオシアナート (アイソマー I) に加える。毎分 700 回転、37°C で 4 時
間振り混ぜた後、1,500 × g で 20 分間遠心分離し、上
澄液を捨てる。次に、この残留物に炭酸水素ナトリ
ウム緩衝液 (pH9.3) 35mL を加えてよく振り混ぜた後

炭酸水素ナトリウム緩衝液 (pH9.3)

(新設)

炭酸水素ナトリウム・水酸化ナトリウム緩衝液 (pH9.0)
フルオレセイン (略)
フルオレセインシオシアナート (アイソマー I)
(新設)

フルオレセイン・エタノール試液 (略)
(新設)

ペプチドグリカン 100mg (99.5~100.4mg) を量り
、炭酸水素ナトリウム緩衝液 (pH9.3) 35mL を加え、
よく振り混ぜて懸濁液とする。この懸濁液をフルオ
レセインシオシアナート (アイソマー I) 800mg
(799.5~800.4mg) に加え、更に懸濁液の入つてい
た容器を炭酸水素ナトリウム緩衝液 (pH9.3) 10mL で
洗浄した後、フルオレセインシオシアナート (アイソマー I) に加える。毎分 700 回転、37°C で 4 時
間振り混ぜた後、1,500 × g で 20 分間遠心分離し、上
澄液を捨てる。次に、この残留物に炭酸水素ナトリ
ウム緩衝液 (pH9.3) 35mL を加えてよく振り混ぜた後

1,500×gで20分間遠心分離し、上澄液を捨てて、この操作を更に1回繰り返す。次に、この残留物に水35mlを加えてよく振り混ぜた後、1,500×gで20分間遠心分離し、上澄液を捨てて、この操作を更に1回繰り返す。次に、この残留物にアセトン35mlを加えてよく振り混ぜた後、1,500×gで20分間遠心分離し、上澄液を捨てて、この操作を更に1回繰り返す。さらに、この残留物にエタノール35mlを加えてよく振り混ぜた後、1,500×gで20分間遠心分離し、上澄液を捨てて、この操作を更に1回繰り返した後、凍結乾燥し、-20°Cで保存する。

ブルーテトラゾリウム～ペクチン (略)
(新設)

ペプチドグリカン 細菌などの細胞壁に存在する多糖類である。ただし、Micrococcus lysodeikticus由來のものを用いる。

ペプトン、カゼイン製ヘリシン酸 (略)
リン酸一水素ナトリウム・二水和物 $\text{Na}_2\text{HPO}_4 \cdot 2\text{H}_2\text{O}$ (新設)

リン酸塩緩衝液、pH2.0～レゾルシン (略) (3)～(9) (略)

8 各飼料添加物の成分規格及び製造の方法等の基準
(1)～(139) (略)
(140) ムラミダーゼ
ア 製造用原体

(1) 成分規格
酵素力単位 本品は、酵素力試験を行うとき、1g

中に30,000ペプチドグリカン分解力単位以上を含む。

物理的・化学的性質

- ① 本品は、淡褐色～濃褐色の液体である。
- ② 本品の水溶液又は水懸濁液（1→100）のpHは、3.0～5.0である。
- ③ 本品は、pH4.0～7.5において最大の酵素活性を有する。

純度試験

- ① 鉛 本品0.5g（0.45～0.54g）を量り、鉛試験法（原子吸光光度法第1法）により鉛の試験を行うとき、その量は、 $20\mu\text{g/g}$ 以下でなければならない。
- ② ヒ素 本品1.0g（0.95～1.04g）を量り、ヒ素試験法第3法により試料溶液を調製し、装置Aを用いる方法によりヒ素の試験を行うとき、吸収液の色は、標準色より濃くではなく、 $(2\mu\text{g/g})$ 以下。
- ③ 抗菌活性 本品1g（0.5～1.4g）を量り、Micrococcus luteus ATCC 9341及びEscherichia coli ATCC 25166について抗菌活性試験法により試験を行うとき、抗菌活性を示してはならない。

強熱残分 5.0%以下（1g）

酵素力試験 ペプチドグリカン分解力試験法によ

り試験を行う。

(1) 製造の方法の基準

Trichoderma reeseiに属する菌株を宿主とした
ムラミダーゼ生産組換え体を培養し、培養を終了
した後、培養物をろ過し、又は水で抽出した後ろ
過して菌体を除去し、さらには、ろ液を濃縮して製
造すること。

(2) 保存の方法の基準

遮光した密閉容器に保存すること。

(3) 表示の基準

本品の直接の容器又は直接の被包に、最大の酵
素活性を示すpH値（小数点以下第1位まで）を記
載すること。

イ 製剤（その1）

(1) 成分規格

本品は、ムラミダーゼ製造用原体に、必要に応
じて硫酸ナトリウムを加え、さらに、賦形物質を
混和した小片、粉末又は粒子である。

酵素力単位 本品は、酵素力試験を行うとき、表
示ペプチドグリカン分解力単位の85～170%を含
む。

酵素力試験 ペプチドグリカン分解力試験法によ
り試験を行う。

(4) 保存の方法の基準

ムラミダーゼ製造用原体の保存の方法の基準を
ムラミダーゼ

準用する。

(1) 表示の基準

ムラミダーゼ製造用原体の表示の基準を準用す

る。

立 製剤 (その2)

(1) 成分規格

本品は、ムラミダーゼ製造用原体にソルビトールを混和した水溶性液状物である。

酵素力単位 本品は、酵素力試験を行うとき、表示ペプチドグリカン分解力単位の85～170%を含む。

酵素力試験 ペプチドグリカン分解力試験法により試験を行う。

(1) 保存の方法の基準

ムラミダーゼ製造用原体の保存の方法の基準を準用する。

(1) 表示の基準

ムラミダーゼ製造用原体の表示の基準を準用す

る。

(141)～(160) (略)

(141)～(159) (略)

附 則

この省令は、公布の日から施行する。

飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令等について（概要）

1 現行制度の概要

飼料添加物は、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年 法律第35号。以下「法」という。）第2条第3項の規定により、飼料に添加、混和、浸潤その他の方法によって用いられる物で、農林水産大臣が農業資材審議会の意見を聴いて指定するものとされており、具体的には、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律の規定に基づき飼料添加物を定める件（昭和51年7月24日農林省告示第750号。以下「告示」という。）において指定されている。

また、法第3条第1項の規定により、飼料添加物を含む飼料の使用等が原因となって有害畜産物が生産されること等を防止する見地から、農林水産大臣は農業資材審議会の意見を聴いて（同条第2項）飼料及び飼料添加物の成分規格等を定めることができるこことされており、この成分規格等については、飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和51年農林省令第35号。以下「省令」という。）において定められている。

2 改正の趣旨

今般、農業資材審議会に意見を聴いたところ、以下のとおり改正することは適当であるとの答申を得たことから、省令及び告示の一部を改正することとする。

- ムラミダーゼについて、新規飼料添加物として告示に指定するとともに、省令別表第1の1の（2）にブロイラーを対象とする飼料以外に用いてはならない旨及び省令別表第1の1の（5）にムラミダーゼを含む飼料は対象家畜等を表示しなければならない旨並びにムラミダーゼをペプチドグリカン分解酵素と表示できる旨規定するとともに、省令別表第2の8に製造の方法等の基準及び成分の規格を設定する。

3 施行期日

公布の日

飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令等の一部改正の概要

1 改正の趣旨

- (1) 飼料添加物は、飼料安全法^{*1}第3条第1項に基づき、省令^{*2}において有害畜産物が生産されること等を防止する見地から、成分規格等が定められています。
- (2) 今般、ムラミダーゼを飼料添加物として新規指定し、規格・基準を定めるため、省令・告示の一部を改正することになりました。

2 改正の概要

告示において、飼料添加物として指定しました。また、省令において、飼料添加物の規格・基準（含量や不純物等の規定）を設定しました。

・ムラミダーゼ（酵素）

省令において、*Trichoderma reesei* の遺伝子組換え体が產生するムラミダーゼについて、ブロイラーを対象と定め、ムラミダーゼを含む飼料は対象家畜等を表示しなければならないと規定するとともに、規格・基準を設定しました。

本剤に関する告示及び省令の改正は、令和4年1月21日に施行されます。

*1 飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号）

*2 飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和51年農林省令第35号）

担当：畜水産安全管理課

飼料安全基準班 飼料添加物担当

TEL：03-3502-8111（内線：4546）